

第4回 習志野市障がい者基本計画等策定委員会議事録

1 開催日時 令和5年8月7日(月) 午後2時00分～午後3時40分

2 開催場所 習志野市役所3階会議室ABC

3 出席者

【会長】 渡邊 惇

【副会長】 内山 澄子

【委員】 岩根 信也

大塩 幸雄

小野寺 明美

佐々木 めぐみ

早川 正人

松尾 公平

屋代 利津子

矢野 信吾

渡井 澄江

【事務局】 健康福祉部 部長 小平 修

健康福祉部 次長 海老原 智実

健康福祉部 障がい福祉課 課長 北田 順一

健康福祉部 障がい福祉課 主幹 藤代 薫

健康福祉部 障がい福祉課 副主査 伊藤 幹太郎

健康福祉部 障がい福祉課 主事 清川 直哉

【委託事業者】 株式会社シティ・プランニング

【傍聴者】 3人

4 議題

第1 会議の公開

第2 会議録の作成等

第3 会議録署名委員の署名

第4 協議

(1) 第5期習志野市障がい者基本計画(案)について

5 その他

6 会議資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料 1 : 第 5 期習志野市障がい者基本計画（案）修正一覧
- ・ 資料 2 : 第 5 期習志野市障がい者基本計画（案）

7 議事内容

第 1 会議の公開

会長より、会議は原則公開、ただし、内容により公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度諮る事について説明があり、承認された。本日の会議では、非公開案件はない。

傍聴希望者は定員に達するまで、随時入出を許可。非公開となった場合は指示に従っていただく。

第 2 会議録の作成等

会長より、会議録は要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開する旨を諮り、承認された。

第 3 会議録署名委員の署名

会長の指名により、会議録署名委員は名簿順に矢野委員が指名された。

第 4 報告

(1) 第 4 期障がい者基本計画の取り組み状況について

○事務局より資料 1 に基づき説明

早川委員：計画の 4 頁の 2. 計画の位置づけについて、この計画は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 つの手帳をお持ちの方を対象にしていると思う。また、8 頁を見ると、身体障がい者 4, 000 名のうち、65 歳以上が 2, 743 名いる。このうちで介護保険サービスを受けている方はどのぐらいいるか。この計画は、介護保険法に基づく介護保険サービスを受けている方も対象になっているが、4 頁の各計画の関連にそのことが記載されておらず、文面にも説明はない。高齢者支援課の習志野市光輝く高齢者未来計画においては、習志野市障がい者基本計画が関連計画として明記されている。4 頁の各計画の関連に習志野市光輝く高齢者未来計画をその他関連計画にまとめるのではなく、具体的に記載したほうがいいのではないか。

事務局：4 頁の各計画の関連計画について、習志野市において文教住宅都市憲章がま

ちづくりの基本にあり、1番の上位計画に位置づけられている。2番目に基本構想・基本計画として、みんながやさしさを繋がるまち習志野を構想としている。そして、文教住宅都市憲章や基本構想・基本計画を実現するための実行的な計画として、習志野市障がい者基本計画、習志野市光輝く高齢者未来計画を含むその他関連計画が位置づけられている。次に、8頁の身体障がい者手帳所持者4,000人のうち、2,743人が65歳以上であり、このうち、介護保険を何人が受けているかについて、手持ちの数字がないため、この場でお答えはできない。基本的には障がい福祉サービスを受けている方が65歳に到達したときに、直ちに介護保険サービスに切り替えるのではなく、急激に変わらないような取り扱いを国からも示されており、習志野市においては本人の希望やケアマネージャー、相談支援専門員などと相談しながら、移行していく流れをとっている。

早川委員：習志野市光輝く高齢者未来計画はそれだけ関連のあるものなので、その他の関連計画に含まずに別記してはどうか。

事務局：記載する方向で検討したい。

早川委員：87頁、施策の展開のNo.228民間事業者、NPO法人、市民活動団体等との協力体制の推進について、このなかに習志野市社会福祉協議会がなぜ入っていないのか。習志野市社会福祉協議会は法律に定められた社会福祉法人で、全国的な組織であり、様々なボランティア活動をしている。そのなかには障がい者全般へのサービスも含まれているため、社会福祉協議会も追記してはどうか。

合わせて83頁の6段落目の関係機関に文章のなかにも、社会福祉協議会を入れてはどうか。

事務局：所管と協議を行い、記載できるか検討したい。

矢野委員：策定委員が策定する事項はなにか。計画の240近くある施策全てを実施できるのか。文言の整理より、基本計画の策定において、重要なことを決めるべきではないか。

この策定委員会は6年後のあるべき障がい福祉を決めるというもの。共生社会の実現、障がい者支援の制度・運営、社会資源と大きく分けられる。共生社会の実現について、課題はあるがそれに対する具体的な展望が示されていない。その点を策定委員会でしっかり考えていきたい。障がい者自身に6年後の姿勢を示すことが大切であると考え。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児等からの困りごとからもう少し考えていただきたい。

渡邊会長：具体的な指摘はあるか。

矢野委員：共生社会の実現について、インクルーシブの推進や支援者を増やすことが

重要。こういったことを施策の展開にもっと加えるべきではないか。

事務局：指摘については市ケースワーカーとも協議し、基本施策及び施策の展開に反映している。インクルーシブの推進や支援者を増やすことについては、ボランティアや相談支援専門員の従事者を増やすことになろうかと思う。今後、相談支援専門員を増やしていくことなどについては、この後の福祉計画策定も含め、検討していく。

矢野委員：具体的な数字を求めている。具体的な実現目標を入れていただきたい。25の基本施策のうち、20の基本施策について促進、充足といった非常に抽象的な表現で記載されている。これは具体的ではない。

渡邊会長：具体的にし過ぎると、かえってそこに囚われてしまい、運営が難しくなることも事実。事務局にはこの意見について、修正の余地があれば反映していただきたい。

大塩委員：具体的なものについては、担当課が計画を立て、実践していく。年間の評価については、何をやったか、何パーセント達成したか等の評価をしており、その取り組みに感心した。それを細かく載せる必要があるかどうか。

矢野委員：具体的という言葉の解釈に差がある。目標に対して、施策を進めるためのイメージを持たせるために具体性をもって決めることが大切である。

渡邊会長：要求はわかるが、基本計画の表現に盛り込んでいくことは難しいと思う。意見として承るとしてよいか。

岩根委員：施策が全体で239項目あり、そのほとんどが障がい福祉課の担当であり、本当に実施できるのだろうかと思ってしまう。この計画は6年という長い期間で何に1番資源を充てていくのか。策定委員会で、この施策に特別に光を当てていこうなど、そういったビジョンを持たないといけない。どこか重点を決めていいと思う。

渡邊会長：意見はわかるが、特に重点的に目指すところとなると、議論百出ということになる。

松尾委員：これまでの質問を踏まえての、今後の計画の話し合いに向けての提案だが、基本計画と福祉計画の住み分けができていないと感じる。段階的な計画策定のプロセスとして、この策定委員会は大きな方向性や目標を定めるための基本計画を話し合う。次に福祉計画策定に向けて、基本計画の目標に対する具体的な達成のための手段の話し合いがなされると思う。計画の策定にあたって、位置づけ等々が不明瞭な部分があることが原因としてはあると思う。内閣府の障害者基本計画（第3次）「わかりやすい版」が非常にわかりやすい。本計画策定のための市民アンケートにもこういった資料を添付すると、意見がこういう計画に反映していくものなんだ、重みのあるものなんだ、大事なものなんだと改めてわかりやすいのではないか。この

辺りの位置づけや違いを明確に分かりやすくしていくことで、自分たちの検討していく内容や役割が明確になり、進めやすくなるのではないかと。

内山副会長：当事者も親御さんも高齢化していくことに対して、どう対応していくのか、目指すべき将来像を落とし込んでいった方がいい。

前回の会議を振り返りながら、全体の構想の組み方、わかりやすいキャッチーな部分もある方が市民も目指す方向性がわかるのではないかと。目指すべき将来像と三つの基本視点を再度検討いただきたい。

事務局：基本計画と福祉計画の違いについて、わかりづらいところもあるかと思うので、次期計画の際には初めからわかりやすい説明で進められるよう努めたい。松尾委員から説明があったように、障がい者基本計画で大きな方向性を定め、国から示された指針に基づき、具体的な障がい福祉計画と障がい児福祉計画という3ヶ年の計画を今年度立てていく。そちらで相談支援の今後の必要となる数量の見込みなども、計画に盛り込んでいくことになっている。内山副会長、御指摘の高齢化は以前から課題となっており、いただいた意見も検討したが、変更せずに行きたいと考えている。地域生活支援拠点については、大変重要なところであると我々も認識しているため、充実に向け研修など、協議会で検証いただきながら改善を図り、実のあるものになるよう努めてまいりたい。

渡邊会長：わかりやすい図に簡略化して示すことは、難しくはないと思う。しかし、一方で具体的に問題を書き込んだほうがいいとの要望も出てくる。両方の要望を叶えた基本計画を作成するのは難しい作業になる。事務局の本案について、私は基本的に良いと思う。

大塩委員：前回に比べて、文章がコンパクトに整理され、グラフも読みやすい。特に10頁、11頁はとてもいいと思う。しかしながら17頁の前計画の資料は必要ないと思う。22頁からも通し番号を付け、枠でくくっていることで、非常にわかりやすく、通しで見られるよう整理されていると思う。直してほしい点として、22頁の施策の展開のNo.8及びNo.9差別解消と合理的配慮に関するものについては非常に重要と感ずるため、障がい福祉課だけでなく、指導課や総合教育センターなども担当課に入れるべきではないか。28頁の施策の展開のNo.34に記載されているが内容が弱い。教育委員会の教育施策と整合性をもって再度検討していただきたい。

次に、65頁の施策の展開のNo.158ライフサポートファイルの推進については、ひまわり発達相談センターが中心になり進めるべきところだが、担当課に入っていない。また、指導課も入っていない。こちらも検討していただきたい。

渡邊会長：差別の問題まで議論を広めていかなければ、基本計画の作成はできないと

ということかもしれない。ここは教育委員会と大いに関係しており、簡単に障がい福祉課が手をつけられる分野ではない。大きな目標として、差別をなくす方向に持っていかないといけない。そのために差別解消に取り組んでいくという抽象的な表現に留めざるを得ないかもしれない。具体的な学校教育について障がい福祉課としては、言いづらい部分もあるのではないかと思う。

松尾委員：施策の展開について、いかに障がい福祉課以外の担当課を増やしていくかに尽力すべきかと思う。庁内の中でも障がい福祉課だけでなく、いかにこの問題を共有していくか、みんなと一緒に取り組む姿勢が大事だと考える。52頁の施策の方向性については、地域経済と密着している産業振興課あたりにしっかり絡んでほしい。極端に言えば、産業振興課が全面的に担うぐらいの記載でもいいのではないかと思う。問題意識を持ち、一緒に取り組んでいければと思う。

内山副会長：1点目、3頁の障がい者福祉施策に関する国の動向について、令和6年4月から障害者雇用促進法の障がい者が法定雇用率の引き上げられることや令和6年4月に改正される精神保健福祉法における虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化、院内における相談体制の整備も入れるよう検討いただきたい。

2点目、障がい者の虐待の通報の件数、差別の通報件数、成年後見の助成金の利用者の伸び率がどうなっているのか教えていただきたい。

事務局：直近3年で差別の相談件数は令和2年5件、令和3年6件、令和4年4件。障がい者虐待防止法に係る相談件数は令和元年13件、令和2年15件、令和3年25件、令和4年は集計中。

成年後見制度の申し立てに要する経費、および後見人の募集の全部もしくは一部を助成するという事業については、対象者に4つの要件がある。まず1点目、本市に住所を有する方。2点目、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でないため、日常生活に支障がある方。3点目、生活保護受給者または成年後見制度を利用に要する費用などの負担が困難であると市長が認めた方。4点目、財産目録の合計額が100万円未満であるという方。これらの要件に当てはまる方に助成するというものである。こちらについては、令和2年度6人、令和3年度10人、令和4年度10人。となっている。

内山副会長：障害者虐待防止法や障害者差別解消法について、その制度を知らないという方が多く、制度の周知に努めるという目標があった。周知が機能すると通報件数や制度利用件数も増えると思う。施策に、「虐待の初動をきちんとする」とあるが、通報がなければ初動はできない。やはり周知

の成果は虐待・差別の通報件数や成年後見制度の助成利用件数が伸びることだと思う。

また、障害者差別については県と市の2つの通報窓口がある。その2つを合わせて市内での差別通報の件数を集計する工夫や、県でも市においても差別の啓発を行い、双方の協力で通報件数が伸びていくことが目標かと思う。県の障害者差別条例の広域専門委員との協力、障害者差別条例との連携も具体的に入れていくとより良い計画ができると思う。

渡邊会長：松尾委員の指摘は、産業振興課の名前を入れてだけで解決できる問題ではない。日本の社会全体が、そういう方向を向いていかなければ根本的な解決にはならない。

松尾委員：千葉県であれば産業人材課が障害福祉課と連携して施策を作っている。障がい者の賃金や雇用を活性化するための具体的な施策を、経済を担っている課と福祉の課が一体的になり、作ることに現実味があり、実効性のある制度に繋がってくる。産業振興課と障がい福祉課が連携をする中で、今の習志野市の経済活動と実態に即した施策等々を作っていくことが望ましい。連携することが大事。

事務局：御意見いただいたように、現在も各関係所管と連携を図っている。産業振興課とも更なる連携を図れるよう努めてまいりたい。記載については、再度検討してまいります。

屋代委員：30頁、施策の展開No.40の手話通訳者及び要約筆記者のよりよい支援に向けた計画的な養成強化については、重点課題2.暮らしを支えるサービスの充実に入るのではないかと。また、No.44の派遣という文言はあまり使われていない。その他、細かい修正意見については別途、事務局に連絡する。

事務局：指摘いただいた部分は再度担当と協議し、わかりやすく整理できるよう検討したい。

内山副会長：意見はいつまでに提出すればよいのか。

事務局：2週間ほどで御意見を頂戴したい。

渡邊会長：文言等について、修正あるいは削除、挿入の希望は文章にしたものを2週間以内に提出すること。

内山副会長：アンケートの調査結果をみると、障がいを理由に家が借りられずに困っているとある。地域生活支援事業のなかに居住サポート事業があり、障がい福祉課だけではなく、住宅課など他部署と連携し、居住サポート事業等の拡充に向けた具体的な検討の項目を入れていただきたい。

事務局：重点課題2.暮らしを支えるサービスの充実の基本施策(2)No.75に賃貸住宅への入居を希望する障がいのある人に対する必要な支援に含まれ

ている。

内山副会長：習志野市住生活基本計画では、基本的には市営住宅という施策を持っている他に、グループホームの拡充を今の目標としていると聞いた。ぜひ民間の賃貸に関しても、住宅課と連携しながら今後の施策の展開を検討いただきたい。他市町村では居住支援協議会が設置されており、住宅課が協議会を運営し住宅確保要配慮者に対しての支援の集約をしていく形になっている。障がい福祉課だけでは、貧困の方やシングルマザーの方たちの支援まで行き届かない。まち全体の住宅政策の中で障がいのことも一緒に考えてもらいたい。

事務局：こちらもあわせて検討したい。

事務局：この後の策定作業として、いただいた意見をもとに再度検討・修正した計画案を配布するのと合わせて、市民全体に周知を行い、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントでいただいた意見も踏まえ、最終的な計画を策定し、皆様に報告をさせていただきたい。

渡邊会長：次回開催は3月18日月曜日午後2時からとする。